

令和2年 第9回文教厚生常任委員会会議録

令和2年 8月27日 議員控室

○事 件

所管課報告事項

- (1) 八雲山車行列について (社会教育課)
- (2) 山崎小学校の閉校について (学校教育課)
- (3) GIGA スクール構想に向けた取組状況について (学校教育課)
- (4) 八雲町奨学金の返還滞納者に係る債権回収等の委託について (学校教育課)
- (5) 新型コロナウイルス感染症対策に係る国の交付金事業の活用について
(総合病院・熊石国保病院)
- (6) インフルエンザ予防接種の費用助成について (新型コロナウイルス感染症対策事業) (保健福祉課)
- (7) 保育所等への新型コロナウイルス感染症予防対策費の追加について
(住民生活課)
- (8) 緊急事態宣言期間の学童保育所利用料等の支援について (住民生活課)
- (9) 保育所等従事者への慰労金の支給について (住民生活課)
- (10) アイヌ住宅整備資金未償還者への法的措置について (住民生活課)

○出席委員 (7名)

委員長	赤 井 睦 美 君	副委員長	安 藤 辰 行 君
	関 口 正 博 君		佐 藤 智 子 君
	斎 藤 實 君		千 葉 隆 君
	黒 島 竹 満 君		

○欠席委員 (0名)

○出席委員外議員 (4名)

三 澤 公 雄 君	牧 野 仁 君
大久保 建 一 君	宮 本 雅 晴 君

○出席説明員 (21名)

教育長	土 井 寿 彦 君	社会教育課長	佐 藤 真理子 君
学校教育課長	石 坂 浩太郎 君	学校教育課参事	齊 藤 精 克 君
施設係長	若 山 晋 悟 君	政策推進課情報政策係長	中 村 達 哉 君
総合病院事務長	成 田 耕 治 君	庶務課長	竹 内 伸 大 君
医事課長	石 黒 陽 子 君	医療連携課長	長谷川 信 義 君
医療連携課参事	加 藤 孝 子 君	熊石国保病院事務長	福 原 光 一 君
国保病院次長	目 谷 文 尚 君	保健福祉課長	戸 田 淳 君

保健福祉課長補佐 佐藤 哲也 君
健康推進係長 西野 了 君
住民生活課長補佐 武田 利恵 君
児童係長 佐藤 尚樹 君

健康推進主幹 鈴木 郁美 君
住民生活課長 川口 拓也 君
社会係長 鈴木 ゆかり 君

○出席事務局職員

事務局長 井口 貴光 君

庶務係長 松田 力 君

◎ 開会・委員長挨拶

○委員長（赤井睦美君） それでは皆さんお疲れ様です。少し早いのですが、早速、委員会を始めさせていただきます。

◎ 所管課報告事項

【社会教育課職員入室】

○委員長（赤井睦美君） 最初に社会教育課より、山車行列についてご報告よろしくお願いたします。

○社会教育課長（佐藤真理子君） 委員長、社会教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤真理子君） それでは、社会教育課から報告事項ということで、八雲山車行列について説明をさせていただきます。

令和2年5月21日、この文教厚生常任委員会で、第38回八雲山車行列についての説明を求められたため、八雲山車行列が中止となった経緯などについて説明をしております。その際に、今年度の事業についてご検討いただき、実行委員会の方向性が出た中で検討していく旨、お答えをしておりますので、その後の経過について報告をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料にございますように、実行委員会の取り組みといたしましては、既に5月に報告したとおり、4月に新型コロナウイルス感染拡大防止のため、第38回八雲山車行列の中止を決定しておりますが、その後、今後の山車行列に繋げていくために、6月に今年度の事業の見直しと検討を行い、山車行列の代替事業、実行委員会所有山車の補修、山車行列PR行灯の新規制作を今年度の事業内容案とし、当初の計画を一部変更することとなりました。7月には山車行列の代替事業として、7月3日、4日に運行コースの本町通りにミニ行灯を設置し、夜間に点燈する事業を実施しております。また、今後、8月以降に実行委員会所有山車の補修、PR行灯の新規制作を実施することとなっております。

これらの事業の総事業費が約113万円で実施にあたっては、実行委員会の自己資金と実行委員会への町補助金で賄うこととしており、実行委員会に約62万円の補助金を支出することとしております。なお、今年度、当初予算では実行委員会への補助金は245万でしたが、今回、補助する額を除いた額を9月定例会において減額補正する予定です。

以上で簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。このことについて質問、ご意見ありませんか。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 今の65万補正するの。

○社会教育課長（佐藤真理子君） 約62万円。

○委員（千葉 隆君） 要は、PR山車の新規作成と実行委員会の山車の補修で118万かかるってこと。

○社会教育課長（佐藤真理子君） 委員長、社会教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤真理子君） この113万円の内訳ですけれども、事業としては山車行列代替事業、本町通りに設置いたしましたPR行灯の部分と、山車実行委員会所有山車の補修、それからPR行灯の新規制作を合わせてですね、通常どうしてもかかる経費もありますので、そちらも含めた経費の合計かなと思っております。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 聞き方悪かったからあれなんだろうけれども、要は山車の補修と行灯の新規制作でいくらかかるの。

○社会教育課長（佐藤真理子君） 委員長、社会教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤真理子君） 山車の補修で38万円、それからPR山車の補修費で約58万円かかっておりますので、合わせて96万円程度ということになっております。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 個人的には全部出してもいいんじゃないのかなっていう感じで。補助率の関係でこういう比率になるんですか。補助率というか全額補助で賄わないというか、ある程度、実行委員会のほうで何割負担するというルールのものがあるのか。当然、元々減額補正するから、すべて山車実行委員会の部分は、ある程度、実行委員会ということで、ほかの民間の団体の部分じゃないという部分を考えれば、全額補正してもいいんじゃないのかなと思うんですけれども、なぜこういう積算になったのか。

○社会教育課長（佐藤真理子君） 委員長、社会教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤真理子君） 事業計画を立てて、総事業費ということで約113万かかるといった中で、実行委員会の令和元年度の繰越金等が今年度、約50万円近くあったということもございまして、そのあたりも含めた中で、足りない分を町として補助していくという考え方で、この額というふうに考えたのかなと。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 内部留保があるということなんだろうけれども、基金とかあって内部留保なのかさ、基金とかあっての一般会計、どういう会計かちょっとわからないんだけど、基金とかあって、すべての内部留保が50万なのか、ある程度、単年度決算をやる中で、通常の事業をやるうえでの50何万内部留保あるから、それを大体38万くらい、山車の補修には●●、ある程度少なくなってくれば、ある程度50万くらい単年度で持っていても、いいのかなと思うんですけども、そこからわざわざ出すのも大変じゃないのかなと思うんですけれども。

○社会教育課長（佐藤真理子君） 委員長、社会教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤真理子君） 山車行列実行委員会の毎年、繰越金というのが出てくるわけですが、令和元年度の約 50 万円の内訳の中には、今年度、実行委員会の所有山車の補修という 38 万円があるんですけれども、昨年度、準備はしたんですけれども、ちょっと業者の都合でどうしても手がかけられなかったという部分がありまして、その分がそのまま繰越というかたちで残ってきた部分がございますので、それについては自己資金という、繰越金の中から対応していただくというかたちの考え方でございます。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

よろしいですか。今、千葉委員が 38 万円の繰越で 38 万はいいんですけども、その他全部、町費使ってもいいんじゃないかという、実行委員会への思いやりの意見ですので、是非もし町が駄目といえど駄目ですけれども、使えるのであれば是非使ってあげてください。

ほかにありませんか。なければこれで終わります。ありがとうございます。

【社会教育課職員退室】

【学校教育課職員入室】

○委員長（赤井睦美君） 続いて、学校教育課より、山崎小学校の閉校についてよろしくお願いたします。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 委員長、学校教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 3 点、学校教育から報告事項がありますが、まず 1 点目の山崎小学校の閉校についてご説明申し上げます。

資料 1 ページの資料の 1 をご覧願います。1 点目の閉校に向けた経緯につきましては、6 月 18 日の文厚常任委員会でご説明させていただきましたが、その後、7 月 28 日に再度、地域の方々にお集まりをいただきまして、今年度末での閉校を伝達した後、閉校記念事業実行委員会設立総会を開催しまして、閉校記念式典や、思い出を語る会の実施、記念誌発行に向けた準備を進めていくことを確認をしております。

2 点目の今後のスケジュールにつきまして、まず来年 1 月までの間、閉校記念事業実行委員会を月 1 回程度開催し、閉校に向けた行事等の準備を進めていくこととしてございます。9 月 10 日開会予定の第 3 回定例会においては、閉校に係る八雲町立学校設置条例の一部改正や、閉校に係る経費、閉校記念式典や記念誌発行等に係る経費、約 60 万円についての補正予算を上程させていただくこととしております。令和 3 年 2 月 14 日には閉校記念式典及び思い出を語る会、これは仮称でございますが、を開催いたしまして、3 月 18 日に最後となる、第 112 回卒業式を挙行し、3 月 31 日をもって閉校となり、開校以来 115 年の歴史に幕を下ろすこととなります。

以上、山崎小学校の閉校についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて、質問、ご意見ありませんか。

それでは次の、G I G Aスクール構想の実現に向けた取組状況について、よろしくお願いいたします。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 委員長、学校教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） それでは、G I G Aスクール構想の実現に向けた取組状況についてご説明を申し上げます。

資料の2をご覧ください。1点目の現在までの進捗状況についてでございます。まず、ネットワーク整備については、5月27日に工事入札を行い、記載のとおり施工業者が決定をしております。第1工区、第2工区分けてございまして、第1工区は落部小、野田生小、八雲小、落部中、野田生中の5校、第2工区は山越小、浜松小、東野小、熊石小、八雲中、熊石中の6校で、工期はどちらも令和3年2月26日となっております。現在、すべての学校において、現地調査を終了し、工事についても順調に進ちよくしている状況でございます。

次に端末整備についてでございますが、7月21日に物品購入の入札を行いまして、株式会社SECが落札しております。納期は本年11月30日で、NECのクロームブックY2という端末が児童・生徒及び教職員合わせて1,196台納品されることとなっております。

次に有効活用に向けた取り組みの状況についてでございますが、本年4月20日から始まった、新型コロナウイルスによる臨時休業中に、八雲中学校をモデル校としまして、各家庭の既存のインターネット環境を利用し、今後、導入予定のシステムにより児童の健康状態の確認を行っております。また、八雲町確かな学び推進会議の第1回会議を6月19日に開催し、臨時休業中の八雲中学校の取り組みや、動画を活用した学びを提供しておりました、野田生中学校の取組を紹介するとともに、今後、確かな学び推進会議を通じて端末を活用した学習指導の充実を図るための協議を行うことを確認しております。

資料の3ページにまいりまして、6月24日に、既に1人1台端末を実現している函館市内の中学校に出向きまして、教職員、学校教育課の職員、及び町の情報政策担当職員が出向いて、授業での活用方法や管理方法等の視察研修を行っております。8月3日、5日の両日には各学校のICT教育推進担当教諭を対象に、ICT活用力向上研修を開催しまして、視察を行いました中学校での活用方法等を報告するとともに、導入予定の端末を用いて操作方法等の実技による研修を行っております。

次に今後のスケジュールについてでございますが、まずネットワーク整備については、工事が12月中におおむね完了予定であり、来年1月から2月にかけて性能試験や現地確認を行うこととしてございます。端末整備については端末を用いた校外学習や家庭学習、新型コロナウイルス感染症対策等による臨時休業時のオンライン学習においても、すべての児童・生徒が活用できるよう、全台のLTE通信費及び修繕料について、第3回定例会に補正予算を上程させていただくこととしてございます。通信費については1台、1ヶ月当たり約800円で、今年度は納品後の12月から3月までの4ヶ月分を計上しております。修繕料については1か月当たり5万円を見込んでございます。

次に有効活用に向けた取り組みにつきましては、まず、確かな学び推進会議を継続して開催し、導入に向けた各学校の進捗状況の確認を行いながら、円滑かつ確実な導入を目指すこ

ととしており、端末導入後は学校での活用はもとより、家庭学習での積極的な活用や、臨時休業中のオンライン学習での活用も想定していることから、学校向け、児童・生徒向け及び各家庭向けの活用ガイドラインをそれぞれ策定することとしてございます。ICTを活用した教育活動がスムーズに導入できるよう今後も準備を進めていきたいと考えてございます。

以上、GIGAスクール構想の実現に向けた取組状況の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて質問、ご意見ありませんか。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 家庭でも使えるようにということですが、ネット環境の整わない家庭もあると思うんですが、そういうところに対しての補助というのは、どのようになるんですか。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 委員長、学校教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 各家庭のインターネット環境ってそれぞれあると思いますが、今回、導入する機種についてはLTEに対応のモデルということで、SIMカードを差して活用するもので、携帯電話をイメージしていただければわかると思うんですが、そういった機種を導入することになっています。そういった機種を配布して、各家庭での活用については、通信費はすべての家庭の、1台すべての全台についての通信費を町で負担をして、いつでも誰でも安全に使えるような環境を整えたいというふうに考えております。

○委員長（赤井睦美君） ほかに質問ありませんか。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 地理的な条件で、受信できないところってありますか。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 委員長、学校教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 八雲町については、そういった地理的な状況で受信できない地域はないというふうに認識してございます。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。なければ、後ろの傍聴者の席の方どうぞ。

○委員外議員（三澤公雄君） 各家庭の通信持てるということはいいなと思うんですが、一方でこれまで各学校にパソコン室を用意して、直近でも機種交換して揃えてきたパソコンというのは今後どうなるのでしょうか。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 委員長、学校教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 各学校に整備しているパソコンについては、整備後5年以上経過している状況でございまして、今回そのGIGAスクール構想、1人1台の端末構想がなければですね、年次的にそのパソコンも更新しながら活用していくこととしており

ましたが、今回、1人1台端末の実現することによってですね、パソコン室に整備する必要のあるものについては順次破棄することで考えてございます。

○委員外議員（三澤公雄君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 三澤君。

○委員外議員（三澤公雄君） 自分詳しくないんですけども、パソコンって5年くらい経ったら、もう陳腐化して全く欲しがらぬ人というのはいないもんなんでしょうか。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 委員長、学校教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 確かに5年経つとパソコンの性能が遅れてる状況になりますので、配備されているパソコンの状況を見ながら、延命できるものについては、役場での活用等、転用も考えていきたいなというふうに思います。

○委員外議員（三澤公雄君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 三澤君。

○委員外議員（三澤公雄君） そういうことであれば、教育財産として、教育委員会のほうに負担をかけるのも、これまでも閉校になった学校の備品の扱いということで、いろんな見方をされている部分があります。もったいないとか、十分活用してるとか。だからこれ変な話、政策推進室のほうに財産替えをしてですね、得意な方に任せて、メンテナンス、こういうところ手を加えれば、この機種は使えるよだとか、そういう意味で財産替えっていう考えはどうでしょうか。

○情報政策係長（中村達哉君） 委員長、情報政策係長。

○委員長（赤井睦美君） 情報政策係長。

○情報政策係長（中村達哉君） ただいまご質問のあった点につきまして、実は今ご指摘のとおりですね、これまでも教育財産のうちですね、主に情報通信機器につきましては、政策推進課がですね、タッグを組んだかたちで、保守ですとか導入に関する助言等々、一緒にやってくる状況にございます。そうした中で、今回のように廃棄処分、用途として終了する機器が出た場合が出た場合、当然その危機があと何年使えるのかといったところの判断も出てまいります。今回の、順次廃止をしていく予定になってるパソコン教室のパソコンにつきましては、本音ベースでお話をしますと、もう既に限界に近いパソコンが多い状況です。それをですね、なんとか部品を交換したりですとか、メンテナンスを繰り返しながら、なんとかですね、GIGAスクールの端末が入ってくるまでの間、持ちこたえられるように保守を行っているような状況です。

ただ一方でそういったパソコンの中にもですね、相当数、引き続き、数年になると思いますが、使っていける可能性のある端末がございまして、今、状況としてはですね、役場のほうもパソコンというのは、ある程度台数は充足しているものの、たとえば昨今、コロナウイルス感染症の絡みでですね、ネットを介した会議ですとか、そういったニーズもあります。ですので、今ご指摘のとおりですね、我々、政策推進のほうも、しっかりとそこの中に入って無駄にしないようにですね、きちっとやっていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員外議員（三澤公雄君） 余計な心配でした。すみません。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。なければ、これは終わります。

次、八雲町奨学金の返還滞納者に係る債権回収等の委託について、よろしく願いいたします。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 委員長、学校教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） それでは、八雲町奨学金の返還滞納者に係る債権回収等の委託について、ご説明申し上げます。

資料の3ページをご覧ください。一点目の弁護士事務所への債権回収等の委託につきましては、奨学金返還滞納者7件につきまして、これまで督促や催告等を行ってききましたが、滞納が解消されない状況が続いていることから、令和2年度予算に委託経費を計上し、債権回収及び法的措置等を弁護士事務所に委託してございます。

二点目の通知書の送付につきましては、7月31日付の内容証明郵便で、弁護士より奨学金貸し付けを受けた者及び連帯保証人へ通知書を送付し、通知書受領後に奨学金の一括返還または相談等の連絡がなければ、法的措置に着手する意思表示をしたところでございます。

三点目の、現在の状況につきましては、通知を受けて返還を完了したものが2件ありました。また、分割返還の希望の申し出があったものが1件ありまして、こちらは小学生のほうから分割返還の希望の連絡がございまして、同意・和解に向けて現在、協議中でございます。和解の調整ができましたら、こちらは1件の金額が140万円以下の金銭債権に係る和解になりますので、専決処分をさせていただき、議会へ報告させていただくことになります。その他、相談等の連絡があったものが2件で返還及び相談等の連絡が、どちらも無いものが2件となっており、これらについては今後、弁護士さんと相談協議しながら、返還に向けた対応や法的措置等について検討を行うこととしてございます。

以上、八雲町奨学金の返還滞納者に係る債権回収等の委託についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて、質問、ご意見等ありませんか。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） （3）と（4）の事例はそれぞれいくらくらいで、いつ頃の借入で、滞納はいつ頃から滞納されていたんですか。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 委員長、学校教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） まず、（3）相談があった案件につきましては、償還開始が平成8年スタートで、平成18年までの10年間の期間であったのが1件、それと平成25年スタートから令和5年までの10年間で償還する予定だったものが1件でございます。こちらについては1件目が、貸付額が36万となっております。2件目については貸付額が32万、それで1件目の未回収額が15万8,000円の額となっております。2件目の未納額が21万9,000円となっております。

それと（４）の全く連絡がない方々につきましては、１件目が償還開始が平成 11 年スタートで、償還の最終が平成 21 年の 10 年間となってございました。この方については貸付額が 36 万貸付いたしまして、その内、未回収額が 33 万となっております。もう一件、連絡のない方のもう一件が、償還開始が平成 3 年スタートで平成 13 年の 10 年間の返還予定でございましたが、この方については貸付額 12 万円のうち 9 万 6,000 円が未回収額となっております。以上です。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。なければ以上で終わります。

【学校教育課職員退室】

【八雲総合病院職員・熊石国保病院職員入室】

○委員長（赤井睦美君） それでは、八雲総合病院、熊石国保病院より、新型コロナウイルス感染症対策に係る国の交付金事業の活用について、ご報告よろしくお願ひいたします。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 委員長、庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 庶務課長。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 今、お手元に資料の差し替えをお願いしております。

別紙資料中 No. 10 の感染症対応従事者慰労金につきまして、当初、国保病院職員の一人当たり給付額を 5 万円と想定しておりましたところ、8 月 24 日夕方に、北海道より通知がありまして、国保病院職員への給付一人当たり金額が 20 万円となる旨に伴い、資料記載内容の変更となったものでございます。

それでは資料に基づきまして、各事業の行いについて説明をしまいたいと思います。資料の 1 ページ目をご覧くださいと思います。1 の補助金名称ですが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で、国の補正予算により創設された事業であります。2 の対象期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までであります。本年 4 月 1 日以降の整備が対象となるものでございます。3 の補助率は、10 分の 10 以内であります。4 の事業内容等の説明でありますが、必要な事業のうち、早急に整備を必要とする No. 1 から No. 3 につきましては、8 月 17 日付で専決処分により、また No. 4 以降の整備につきましては、第 3 回定例会において補正予算案を上程する準備を進めております。

個々の事業の内容について、説明申し上げます。No. 1 は新型コロナウイルス感染症に係る検査体制の充実を図るため、PCR 検査機器を 3 台導入しようとするものであります。No. 2 及び No. 3 は中央棟 6 階及び 5 階の病棟に係る換気設備を改修するものであります。中央棟 6 階及び 5 階の二つのフロアの換気につきましては、冬場の暖房効率の向上のため、熱交換器を用いた循環換気システムを導入しております。新型コロナウイルス感染症は一般の空気感染のリスクは低いとされていますが、換気が循環する現在の設備の改修を行い、新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れる、中央 6 階病棟の病室の空気が中央 5 階病棟に循環しないようにすることで、入院患者の一層の安全・安心を確保しようとするものであります。

資料 2 ページ目をご覧くださいと思います。病床確保計画図に基づき、施行の対象となる区域等について説明をいたします。No. 2 に記載の改修工事は、感染症病床以外に 4 名

の入院患者を受け入れるため、資料において黄色で明記しております、感染症病床側の4室に係る換気ルートを切り替えるための改修であり、既決予算内で緊急に対応したものであります。No. 3は、感染症病棟と反対側の病室で、資料では青で明記したエリアの病室に係るものであり、No. 2と同様の換気ルートの切り替えに要する経費であります。青で明記したエリアにつきましては、現在のところ一般病床としており、感染症患者等を受け入れておりませんが、今後、感染症が蔓延した際、保健所の要請に基づき、患者受け入れを想定するエリアとしてございます。

資料の1ページへお戻り願います。No. 4及びNo. 5は発熱外来待合室、兼ねて検体採取場所を整備するものであります。冬場に向かって発熱患者の増加が予測される中、既存施設内には発熱外来患者の待合がないことから、発熱外来の出入り口の近傍にプレハブ建物2棟及び関連備品を整備しようとするものであります。No. 6は、発熱外来受診患者専用の仮設トイレの借り上げに要する経費であり、当該患者の受診中にトイレ使用が必要な際、一般患者との院内導線が交わらないようにするものであります。No. 7は、発熱外来診察室内での空気清浄を目的とした、クリーンパーテーションの整備であり、医療者側と患者側にそれぞれパーテーション機器を設置し、双方及び球菌の一方向の空気の流れを作り、かつ高機能フィルターであるHEPAフィルターにより空気を正常化することにより、感染リスクの更なる軽減を図ろうとするものであります。No. 8は、医療従事者が感染症患者の対応の際に装着する感染防護資材の整備。No. 9は、院内保育所で使用するサージカルマスク等の感染対策資材に要する経費であります。No. 10は、感染症対応従事者慰労金であり、総合病院440名、国保病院75名、合計515名に給付するための予算措置であります。1月28日から6月30日までの間に、10日間以上病院内の業務に従事し、患者概要を行った直営職員及び委託事業所職員が対象となるものであり、給付対象者数は、今ここで申し上げた440名、75名、合計515名の給付となります。No. 11は、総合病院が感染症受け入れ協力医療機関の指定を受けるべく、北海道と協議をしているところであり、感染症患者等の入院を受け入れるために確保した病床の延べ空床数、及び増人のために空床とし、患者を受け入れない延べ病床数に対する空床補償であります。

現在感染症患者等の受け入れにあたっては、中央棟6階病棟の感染症病床4床に加え、一般病床のうち4室を活用した4名の受け入れ、合計8名の患者を受け入れ可能な体制としております。また、同エリアでは患者を受け入れるため、感染対策の徹底を図る観点から、一部の病床をゾーニング病床として休床しております。入院患者受け入れの8床とゾーニングのために休床した14床の合計22床のうち、全く患者を受け入れなかった延べ病床数が空床補償の対象となると見込むものであります。これまで説明いたしました各事業に係る交付金の充当につきましては、No. 1からNo. 10までが支出を伴いますが、実質100%の補助を見込んでおり、No. 11につきましては支出を伴わない収入であります。支出の合計1億2,064万4,000円に対し、交付金収入の合計4億5,882万8,000円の計画としてございます。

以上で、新型コロナウイルス感染症対応に係る国の交付金事業の活用についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（赤井睦美君） このことについて、質問ご意見ありませんか。

- 委員（佐藤智子君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤智子君） 合計の下ですね、交付金収入計画4億なにがしと事業費支出計画の1億2,000万の意味がちょっとよくわからないんですけれども、もう一度お願いします。
- 総合病院庶務課長（竹内伸大君） 委員長、庶務課長。
- 委員長（赤井睦美君） 庶務課長。
- 総合病院庶務課長（竹内伸大君） この差額につきましては、ちょうどNo. 11の感染症疑い協力医療機関に係る空床補償、これ収入のみとしております。現在のところ、この3億3,800万なにがしをですね、当て込んだ支出というのは想定しておりません。あくまで保障という名目で収入するものでありますので、通常ですと事業に対して収入ということで、そういった相関関係が見られますけれども、今回は特例的な交付金ということで解釈をさせていただきます。
- 委員（佐藤智子君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤智子君） とすると、その差額は収入として病院事業費に組み込まれるというかたちですか。
- 総合病院庶務課長（竹内伸大君） 委員長、庶務課長。
- 委員長（赤井睦美君） 庶務課長。
- 総合病院庶務課長（竹内伸大君） 左様でございます、そのまま収入をいたします。
- 委員長（赤井睦美君） ほかに質問、ご意見ありませんか。
- 委員（千葉 隆君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 千葉委員。
- 委員（千葉 隆君） 実質、何月に支給されるんですか。
- 総合病院庶務課長（竹内伸大君） 委員長、庶務課長。
- 委員長（赤井睦美君） 庶務課長。
- 総合病院庶務課長（竹内伸大君） 今、給付のための下準備を進めておりまして、早ければ9月の末、9月の末の申請となりますと、おおむね10月の末時点で収入をすることとなり、その後で当院のほうから代理事業をした個々の職員に振り込むような仕組みとなっておりますので、早ければ11月の中旬ということで考えているところでございます。よろしくお願いたします。
- 委員（千葉 隆君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 千葉委員。
- 委員（千葉 隆君） 440名ですから、総合病院の直接の職員あるいは委託かけてる職員だとかもいると思いますし、その辺の直接の雇用関係のない職員も含めての440名だと思うんです。清掃の部分だとかあると思うので。そういう解釈での440人なんですか、内訳。
- 総合病院庶務課長（竹内伸大君） 委員長、庶務課長。
- 委員長（赤井睦美君） 庶務課長。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 今お尋ねありましたとおり委託関係のある職場につきましても対象となります。直営の職員が407名、委託事業者で33名の内訳となっております。お願いいたします。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 国保病院のほうも5万から20万で20万の部分はコロナウイルスに直接、感染症の受ける病院は20万とか、確かそうでないところは5万という状況なんですけれども、それで最初きっと5万円でやったんですけれども、その20万になった、テクニックでないだろうけれども、20万の対象の病院になった経過というのはどういう経過なんですか。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員おっしゃるとおりですね、当初は5万円ということで、これにつきましては、当院につきましては北海道から役割を設定された医療機関以外の病院という位置付けで、その他の病院に該当で5万円という、そういった計上しておりましたけれども、8月24日夕刻にですね、北海道より通知が入りまして、検体採取を実施した医療機関についても役割を道から与えられた医療機関ということで20万円。そういった支給対象になったという経緯でございます。

○委員（千葉 隆君） わかりました。

○委員長（赤井睦美君） ほかに質問ありませんか。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） 総合病院は、現状は重症、重篤患者の受け入れというのはしてないですよ。ただ、今、国の対応として、そういう患者に対応する人材の確保であるとか、そういうものの取り組みというのは結構、頻りにネット等で見るんですが、八雲総合病院は今後、そのような機器の購入、またはそういう人材の確保に向けた取り組みというのは行う予定ではいるんですか。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 委員長、庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 庶務課長。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） まず人材の関係でございます。人がいなければケアできないということで、大変なご心配をいただいていることと思います。まず人材の供給にしましては、新型コロナウイルス感染症の受け入れのために、どうしても受け入れが困難になった際にですね、北海道を通じて、医師ないし看護師の派遣を受け入れるための事業、これが同じく包括支援交付金の中で創設されています。患者の受け入れだけではなくて、日常、普段から心がけていますが、万が一、院内感染が起きてですね、医師が罹患した場合、診療がストップしてしまいますので、そういった医師の派遣につきましても、臨時的に派遣を受けられる制度が創設されています。万が一の際はそういった制度を活用しながら、人材の供給を受けたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（赤井睦美君） よろしいですか。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） 仮に今後、今以上に院内感染が広がる可能性があるわけで、当然、派遣で対応するということではあっても、なんとか八雲町の総合病院の中で、そういう人材を確保できる状況を目指すということはできないのでしょうか。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 委員長、庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 庶務課長。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 今、一番の負荷がかかるのが看護師でございます。現状8名まで受け入れというふうにしていますけれども、感染症病床の4床を上回ることが明確な事態となりましたら、この6階病棟はすべてコロナウイルス対策の専用病棟になるものというふうに想定しております。そうなりますと、必然的に春2月、3月に行いました緊急を要しないようなオペは全部止めるんですね。そういうことをしてですね、ほかの病棟にこの患者様を収容するような手立てとなります。当然、6階病棟が一般の患者を受けないというふうになりますと、一定の余力が生まれてまいります。今、看護婦のほうでは、北海道のほうと歩調を合わせてですね、今後、今、フェーズ1の段階、地域ではそんなに感染が見られない段階ですけれども、フェーズ2、フェーズ3として、この医療圏の中でも患者が蔓延した状態の中で、どうやって対応していくかということで、今、部署内対応に当たることが可能な人員というのを集っております。今、会員のアンケートでございますが、その中から生活の関係ですとか、家族構成だとかも鑑みながら、新たなチーム編成を今、目指しているところがございますので、なるべく人員内で完結できるような体制は取りたいというふうに思っております。

それと、確かに感染症の患者様を受け入れるための使命を与えられてはおりますが、関口委員ご心配のとおり、重症患者までは残念ながら受け入れることはできません。患者の受け入れに当たりましては、患者様のADLですとか、状態、それを厳密に把握したうえで受け入れたい。当院の能力に上回るような医療体制にならない、受け入れ態勢にならないように注意をしてみたいと考えております。よろしく願いいたします。

○総合病院事務長（成田耕治君） 委員長、事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○総合病院事務長（成田耕治君） 今、庶務課長のほうから説明があったとおりなんですけれども、本来であれば本当に当院で重症患者を診れる状態であれば本当にいいんですけれども、医療機器の使用も含めてですね、すぐに対応できるようなものでなく、ある程度、経験があったり、そういうふうになると思います。それで、道南圏では、当院と、江差の道立病院に関しては軽症者の受け入れということで、重症者に関しては、道南圏では市立函館病院、ここにまず一時的に受け入れを集中させて、もし函館市立病院で対応ができない場合については、一時的にですね、国立函館病院が受け入れするというので、道南圏の医師会も含めて、医師会で確認されているところでもありますので、今そのルールに従ってですね、対応できるように、当院としては当院の役割を全うできるように対応を進めているところでありますので、ご理解を願いたいと思います。

○委員長（赤井睦美君） ほかに。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 一番上のPCR検査機器購入でランプ法というものですけれども、これは唾液を使った簡易なものというふうに聞いていますけれども、もう少し詳しい説明をしていただけますか。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 委員長、庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 庶務課長。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） PCR検査につきましては主に、PCRの中でもリアルタイムとランプ法の二つがございます。リアルタイムPCRは非常に高度な検査でございますので、当院の設備的な問題もあり、これを採用することはできませんでしたが、ランプ法によりまして、今、委員のほうからお話がありましたとおり、唾液で検査をすることも可能ですし、今までとおり、咽頭ぬぐい液ということで検査することも可能でございます。

機器につきましても検査室にそのまま据え付けることができる、コンパクトな機械でございます。操作方法につきましても特別な資格、研修はいらないものというふうに聞いております。ウイルスの存在そのものの遺伝子レベルで解析をいたしますので、今のところ各種の検査がある中で、国のほうでは複数認めておりますが、院内の中では、このPCRのランプ法が、やはり検査結果として優位性があるということで採用しようとするものであります。お願いします。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 前から言ってるんですけども、中度、重度の部分も関口議員さんもそうですし、事務長からも報告あったんですけども。ちょっと専門的な人達との会合に出たときに、今だったら、感染あっても自宅待機、あるいはホテル待機する自治体もあるし、そして病院も初期と重度に分けているんですけども、実際、初期の段階から、八雲には、前から言っているとおりECMOがないものだから、あるいはECMOを操作というか、そういう使いこなせる体制がなかなか難しいということなんです。実際にコロナ自体が未知の感染症ということもあるし、逆にその症状が個別というか、急変するかどうかというのを予測がなかなか難しいという状況が、状況というか、そういう急変する事例もあると。そして軽症だったんですけども、何時間のうちに重症になって、結果的に亡くなりますよと。どちらかというと高齢者のほうがその事例は多いということなんです。

ですから実際、八雲の部分で軽症のということで、軽微な状況ということで判断をされて入院したけれども、どの段階で中症、重症というか、症状が出たときなんだけれども、そこから辺がなかなか24時間365日、上手く流せるかということが非常に難しい部分があるのでね、いずれにしても体制がないということですので、何とか、その辺の実際、軽度な人が入院患者が出たときに重症になる境のときの対応というのは十二分にできるようなかたちにしていかないと、責任的なものも出てくると思うので、その辺、いろいろな部分、で医師確保もなかなか難しい状況もあるし、専門の部分を実際、コロナ対策の感染症の權威の先生がいるわけでもないという状況の中で、かなり自治体病院としては苦しいというか、今まで

の感染症の感覚での感染症の病床と、今回の部分とは違うので、その辺やっぱり受け入れるにしても、リスクというか、その辺、大変あると思うので、その辺気を付けてというか、研修なりなんなりしていかなければならないと思うんですけども、その辺の対策というか、対策もしようがない状況もあると思うので、未知の部分があるから。その辺どういうふうに考えているのか。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 委員長、庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 庶務課長。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 今、千葉委員おっしゃったとおり、境目というのは非常に難しいと思います。やっぱり入り口段階でまず一旦、判断するよりないのかなと思っております。まず発熱ですとか、軽度な呼吸器症状、そういったものであれば当然、受け入れますし、呼吸苦があるというふうに訴えられた場合ですね、たとえば気管に挿管するような人工呼吸器でなくても、バイパップといいまして鼻に充てるような酸素供給で、ある程度、呼吸が確保できるような状態、ただ私、医療関係者ではありませんが、想像するに、酸素投与が必要になった時点では警戒レベルを上げなければいけないのかなと思っております。ある程度、肺炎を発症されて、息苦しい呼吸苦はあるんですけども、自発呼吸は問題なくできている間は継続の監視でいいと思うんですが、酸素あてるというふうになれば重症化のサインを見逃さないようにしていくよりないのかなというふうに思っております。

院内の感染対策の会議の中でも、その辺議論をされているところでありますし、国のほうから発出されております診療のガイドライン、当然、ガイドラインにすべての答えは書いておりませんが、それも押さえて、重点的に読みこなしながら、対応していく体制を整えてまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 早めの段階で、私立病院あるいは国立病院に編入するというのが一番の部分だと思うんですけども、実際、人口密度の部分からいうと、このくらいの医療圏というか人口密度の中で、4床とかきたら満床になるくらいの部分が感染した場合に、逆に言えば道南圏では結構な患者数というか、クラスターの関係もあるから、部分的な部分があるにしても圏域の中で結構なってきたら、かなりの患者さんが来るんじゃないかという、統計的にいえばね、そうすると逆にいえば、今度、重症の受け入れている病院のベッド数が足りなくなるという部分もあるので、ある程度、患者さんが満床にならない段階で、全体的な重度の病床数を多くしてくれとかいうか、その辺の要望をきちんと上げていかないと、なかなか今度、満床だったら受け入れてもらえない。だから逆に言えば境目のところでストップするという、逆流の流れが出てくるので、その辺の声とかいうか、そういう部分は上げていかないと、なかなか現実的な対応の中で受け入れざるを得ないという状況になるのが一番大変だと思うので、その辺ちょっと気を付けていただきたいなど。

○総合病院事務長（成田耕治君） 委員長、事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○総合病院事務長（成田耕治君） 道のシミュレーションの中で、最大MAXになったときの状況、最悪の事態を想定しております。先ほど言った市立病院で受けれる場合、50床診

れるんですけれども、それは重度、中度、軽症全部入れたかたちの50なので、今、道南圏でMAXで考えているのは、重症患者がMAXになったときには21という数字を掲げてます。それでそれが最高の数字なので、もし今回、昨日も北海道のコロナ対策本部からも連絡きていましたけれども、今、小樽のほうでクラスターが発生して、小樽の病院でも抱えきれなくなって、倶知安厚生だとか、それで遠くは室蘭だとか砂川まで今、患者さんが行ってる状況で、もし地域で患者さんが出た時に、八雲でも受け入れしてほしいという要請があったので、今は北海道広域で対応するようなかたちになっています。

もし八雲で重症患者が発生した場合については、先ほど課長が言ったように、そういう状況があるようであれば救急車、救急搬送するというのが、まず函館に行きます。それでできるだけ自宅待機だとか自宅での療養だとか、そういうことは道南圏では最大考えていないですね。それで最悪の場合、市立病院で50床、国立で50床、100床を、ある程度確保して、どうしてもだめな場合については函館医療圏の中に11医療があるんですけれども、それがその下の段階で確保して、どうしてもだめな場合についてはホテルだとかの対応を図るだとかの話は進んでいますので、できるだけそういうことも含めて、患者様が本当に困らないようなかたちでの対応を、今後、考えていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。なければ以上で終わります。

【八雲総合病院職員・熊石国保病院職員入室】

【保健福祉課職員入室】

○委員長（赤井睦美君） それでは、インフルエンザ予防接種の費用助成について、保健福祉課よりご報告よろしく申し上げます。

○健康推進係長（西野 了君） 委員長、健康推進係長。

○委員長（赤井睦美君） 健康推進係長。

○健康推進係長（西野 了君） それでは私のほうから、インフルエンザ予防接種の費用助成について、お手元の資料に沿って説明させていただきます。

まずは1の概要についてですが、八雲総合病院では北渡島・檜山管内で唯一の感染症指定病院として発熱外来を設置し、新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者を対応しているところではありますが、近年の地方の深刻な医師不足により、八雲総合病院においても医師の確保が非常に困難な状況となっております。発熱外来の運営にも支障をきたしている状況にあります。このような状況の中、今後、新型コロナウイルス感染症の流行が収束しないままインフルエンザ流行期を迎え、コロナを疑いながら発熱患者を対応することは、八雲総合病院の発熱外来や病院自体に大きな混乱をもたらすことが想定されます。

新型コロナウイルス感染症の医療体制を確保するためにも、コロナ以外の発熱患者を増やさないことが重要であると考えておりますので、インフルエンザワクチンの接種を勧奨し、コロナ以外の発熱患者を抑えることで医療体制を確保するため、町がインフルエンザの予防接種に係る費用の一部を助成するものとなっております。

続いて2の費用の助成についてですが、対象者は6か月以上65歳未満の八雲町に住所を有するもの。ただし60歳以上65歳未満で身体障害者手帳1級の者を除くとしておりまして、60歳以上と65歳未満の身体障害者手帳の方につきましては、すでに高齢者とインフルエンザ予防接種助成事業で助成対象となっておりますので、こちらの事業では対象外としております。自己負担につきましては、6ヶ月から13歳未満は、2回の接種が必要になりますので、1回につき1,000円としまして、合計2,000円を負担していただきまして、13歳以上65歳未満は1回の接種で2,000円の自己負担としております。

あと、こちらには記載がありませんが、生活保護世帯につきましては自己負担なしと考えております。この自己負担額につきましては、既に実施済みの高齢者とインフルエンザワクチン予防接種助成事業の自己負担額に合わせた金額となっております。

続いて接種費用と助成額についてですが、インフルエンザ予防接種は任意の予防接種で自由診療となりますので、表にありますように、医療機関によって接種費用がバラバラとなっております。助成額は医療機関でかかった費用から自己負担額を差し引いた額が一人当たりの助成額となります。また生活保護世帯については自己負担なしとなりますので、接種費がそのまま助成額となります。助成額の接種見込み人数ですが、昨年度の65歳未満の接種の実績はおよそ3,500人となっております。助成することによって前年度より増加することを想定しまして、2,300人増の約5,800人を見込んでおります。

最後に概算事業費についてですが、助成額の合計は約1,390万円、そのほかに医療機関への委任払手数料や周知用チラシ代金など、その他経費が約80万円となっております。事業費合計は約1,470万円を見込んでおります。

以上簡単ではありますが、インフルエンザ予防接種の費用助成について説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて、質問、ご意見ありませんか。

一つだけよろしいですか。新聞に結構いろんな地域が助成したり無料にしたりしていて、ワクチンの数が間に合わないんじゃないかというような不安も載ってたんですけども、この5,800人分は一応、八雲町では確保できるということでもよろしいのでしょうか。

○健康推進係長（西野 了君） 委員長、健康推進係長。

○委員長（赤井睦美君） 健康推進係長。

○健康推進係長（西野 了君） 今回、助成することで、昨年度より多くのワクチンが必要となることは想定されておりましたので、町内の各医療機関へワクチンを多く確保して、昨年度よりも多くの人数を接種してもらうよう呼びかけているところではあるんですが、厚生労働省の厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会が昨日開催されたものなんですけれども、そちらのほうで昨年度の製造数より若干ではありますが、増産しているということがありましたので、保健福祉課としては、引き続き各医療機関へワクチンの確保をお願いしている状況でございます。

○委員長（赤井睦美君） あともう一点。固有名詞出していいのか、たとえばユーラップ医院で受けるときは、夜間に接種してくださるので、仕事している人はすごく受けやすいんですね。ところが予約がないので行く時間が受付が遅いと、今日の分のワクチンがありませんって断られちゃうでしょ。それで総合病院は日中しか予約を取っていないので、働く人はな

かなか行きにくい。せつかくだから総合病院も、夜やるとか、ユーラップ医院が●●、よくわかりませんが、そういうことを医療機関にも、お願いしてもらえないかなという声はあるんですが、いかがでしょうか。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 委員長、課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 課長補佐。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 今回、コロナ対策ということもありまして、全ての医療機関が予約制というかたちを取らざるを得ないかなと思います。あとですね、特に総合病院のほうなんですけれども、どういったかたちは、まだはっきりしていませんけれども、ちょっと柔軟なかたちで予防接種をやりたいというふうに入っていましたので、まだわからないんですが、以前とは違うかたちでの接種ということも考えていると聞いていますので、よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。なるべくみんなが受けやすいような時間帯もよろしく願いいたします。ほかにありませんか。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 私も昨日、同じ審議会の見えて、同じように思ったんですけれども、やっぱり広報する段階で、今の、現実的には結構多いだろうという予測はあって、発注はしてるんですけども、実際いくらの方が予防接種されるかという実数は予測できないとか、わからないというのが実態なので、万が一、不足により予防接種できない場合もあるということ、ある程度、広報しておかないと、なぜできませんかという苦情が来るので、苦情対策も考えておいてもらえないかなって。逆にうちのほうにも苦情が来るんだわ。どうしても。だからなんというか、そういう対応の部分もちょっと考えてほしいなっていうか、こういう時期なら余計ね、殺到して多くなるという部分があるんですけども、それが全国的な部分だから、八雲町が悪いとか、そういうふうにはならないんですけども、やっぱり直接的にクレーム来る部分はあるから、万が一の、増産はしてるけれども、日本のワクチンの状況により品切れになるというか、不足する場合がありますので、という一言みたいなことも対応したほうがいいんじゃないかって。

○委員長（赤井睦美君） そういう苦情対応ですね。よろしく願いします。

ほかにありませんか。なければこれで終わります。よろしく願いいたします。

【保健福祉課職員退室】

【住民生活課職員入室】

○副委員長（安藤辰行君） それでは、住民生活課から報告をお願いいたします。

報告のうちの保育所等の新型コロナウイルス感染予防対策費の追加について、及び保育所等の従事者への慰労金の支給については、利害関係がある事件、また一身上に関する事件と見られることから、この二つの報告について八雲町議会議員会条例第16条の規定により赤井委員長を除斥いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○副委員長（安藤辰行君） なしということで、赤井委員長を除斥することを決定いたします。それではただ今の2件から報告を受けたいと思います。まず保育所等への新型コロナウイルス感染予防対策費の追加についてご説明をお願いいたします。

○児童推進係長（佐藤尚樹君） 委員長、児童推進係長。

○副委員長（安藤辰行君） 児童推進係長。

○児童推進係長（佐藤尚樹君） それでは児童係所管業務であります、1 保育所等への新型コロナウイルス感染予防対策費の追加についてを、別紙1によりご説明いたします。

国の施策により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、児童福祉施設等が購入する消毒液や空気清浄器などの費用に対し補助金が交付されるため、これを活用し感染予防対策費を追加しようとするものでございます。

(1) が令和元年度から引き継いできた補助事業、(2) が令和2年度に追加された補助事業ということで、補助金が2本立てとなっております。実施主体は(1)(2)ともに、都道府県または市町村等となっております。対象施設等も(1)(2)ともに認可保育所、認可外保育所、認定こども園、学童保育所、そして一時預かり事業を実施する幼稚園となっております。補助基準額につきましても、(1)(2)ともに一施設当たり50万円を上限としておりますが、(1)につきましても令和元年度に使い切れなかった50万円からの残額を今年度、引き続き使えるようになっております。補助割合も、(1)(2)ともに全額国庫補助となっております。以上です。

○副委員長（安藤辰行君） このことについて、質問、ご意見ございませんでしょうか。

○委員（千葉 隆君） はい。

○副委員長（安藤辰行君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 補助基準額50万だけれども、実際に、うちもそうなんだけれども、マスク買ったとかの実費の金額の部分しか出ないというか、その辺は実際、支給するときに確認してやる。実費ですよ。

○住民生活課長（川口拓也君） 委員長、住民生活課長。

○副委員長（安藤辰行君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） (1)の令和元年度から引き継いできた補助事業については、今年の3月に急遽、国から降りてきて、それは買ったものという認識だったんですけども、今回の部分は残った部分プラス50万円について、それは来年の3月まで、確かに千葉委員おっしゃったみたいに、これから使うものも含めて、必ず確実に買うということを条件で、とりあえず補助金を確保できるというような状況となっております。

○副委員長（安藤辰行君） ほかに。ありませんか。ないようですので、それでは次に移りたいと思いますけれども、次の保育所等の従事者への慰労金の支給についてご説明をお願いいたします。

○児童推進係長（佐藤尚樹君） 続きまして資料飛びまして、3 保育所等従事者への慰労金の支給についてを、別紙2によりご説明いたします。

ご承知のとおり、保育所や学童保育所等におきましては、新型コロナウイルスの流行下におきましても、国から原則解消するよう要請があり、感染拡大に留意しつつ、心情的にも苦しい中で運営を行っていただいていたところであり、また先般、町内の保育所、幼稚園、学

童保育所より、コロナ禍での保育士等に対する慰労金の支給について、町に対し、要望書の提出がありましたことから、保育所等への運営に従事された職員に対して慰労金を支給したいと考えているものでございます。

支給対象者につきましては、国、道が緊急事態宣言を発令した期間の、令和2年4月28日から5月25日までの期間において、保育所等における教育保育の提供に10日以上従事されたすべての職員を想定しております。支給額につきましては一人につき5万円給付を考えております。支給方法につきましては、各施設に申請書類を取りまとめていただきまして、各個人へ支給したいと考えております。

事業実施にかかる費用は、約800万円を見込んでおります。なお支給対象とする、勤務していた時間の検討や各施設への対象者の確認など、準備を進めているところではございますが、もう少しお時間をいただきまして、予算への反映をお願いしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○副委員長（安藤辰行君） 質問、ご意見ございませんでしょうか。それでは、二つの報告を終了したということで。それでは赤井委員長、入場をお願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） それでは、緊急事態宣言期間の学童保育所利用料金の支援について、よろしく願いいたします。

○児童推進係長（佐藤尚樹君） 続きまして、別紙1に戻りまして、緊急事態宣言期間の学童保利用料等の支援についてご説明いたします。

緊急事態宣言により、4月から5月にかけて小学校が臨時休校になったことにより、学童保育所におきましては、午前から開所する対応を実施してまいりました。この間、保護者へはなるべく利用を控えるようお願いしてきたところであり、利用料及びおやつ代を一律に徴収することが難しい状況であること。また、コロナ禍での保護者負担を軽減するため、一部国・道の交付金を活用しながら、4月5月分の利用料、おやつ代を保護者に代わって学童保育所に保護しようとするものです。（1）の利用料につきましては、国・道からの交付金を活用しまして、差額分につきましては、すべて町負担として考えております。（2）のおやつ代につきましては、一度も利用していない児童を除いて、一人当たり月額1,500円を全額町負担にて考えてございます。以上です。

○委員長（赤井睦美君） このことについて質問、ご意見ありませんか。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） これって利用者にお金が入るんじゃなくて、学童保育所の収入になるってことの意味なの。

○住民生活課長（川口拓也君） 委員長、政策推進課長。

○委員長（赤井睦美君） 課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 本来、臨時休校に伴って開所しているといいましても、やはり、その部分を受け入れざるを得ないという。人件費もかかってきて、その分を補うために国の補助もあるんですけれども、通常、午後からの本来、利用を午前から開所して、そういった部分も、やはり保護者負担金というのは通常取れる部分があるんですけれども、なにぶん制限をかけていた中でですね、すべてやはり3年生以下の利用というかたちでも、やはり

その中でも利用されたくないとか、時折でも、やはり仕方なく親がいないから利用しないと駄目だとか、出席状況、マチマチだったんですね。その中でやはり、一律そういう部分の運営費に充てる分の保護者負担金は、保護者からも求められないと。では、その部分は町のほうで保護者に代わって学童のほうにお支払いしようというかたちの考えでございます。

○委員長（赤井睦美君） ほかに質問、意見ありませんか。なければ、この件については以上で終わります。

次に、アイヌ住宅整備資金未償還者への法的措置についてご報告よろしくをお願いします。

○社会係長（鈴木ゆかり君） 委員長、社会係長。

○委員長（赤井睦美君） 社会係長。

○社会係長（鈴木ゆかり君） アイヌ住宅整備資金未償還者への法的措置につきまして、ご説明いたします。

本年度、町の再三にわたる催告にもかかわらず、長期にわたり相談もなく、誠意が見られない未償還者2件について、法的措置へ移行し、債務整理を行うこととなりました。

令和2年7月13日に催告書を送付いたしました。相談等指定期日は、令和2年7月14日から令和2年8月12日の1か月間です。

A氏の概要をご説明いたします。A氏は、未償還額が800万2,668円です。平成9年11月、新築資金として元金760万円、利率2%の、利子165万8,520円。計925万8,520円を平成10年9月から平成30年3月までの20年間で、年2回の半年賦元利金利償還40回で全額償還という内容で契約し、元金760万円の貸し付けを受けました。年2回の定期償還が滞り、月賦による分割償還が約束されておりましたが、平成24年5月22日以降、再三催告するも償還が途絶えており、今回、債務整理の対象となりました。町からの催告書を受け、7月20日に来庁し、自ら分割払いを申出しました。協議の結果、即決和解に合意したものでございます。管轄裁判所は八雲簡易裁判所となります。

続いてB氏の概要をご説明いたします。B氏は未償還額が495万3,510円です。平成10年11月住宅改修資金として、元金430万円、利率2%の利子で、69万8,510円、計499万8,510円を平成11年9月から、平成26年3月までの15年間で、年2回の●●元利均等償還、30回で全額償還という内容で契約し、元金430万円の貸し付けを受けました。初回から年2回の定期償還が滞り、月賦による分割償還が僅か5回しか償還されず、平成21年1月14日以降、再三催告するも償還が途絶えて、今回、債務整備の対象となりました。町から催告書を送付しましたが、指定期日の8月12日を経過しても応答が一切なく、今後も自主的な償還が期待できないため、催告どおり訴えの提起へ進むこととなりました。訴え提起の管轄裁判所は函館地方裁判所となります。

以上、2件の案件につきましては債務額の大きいことから、議会の議決案件となっておりますので、第3回定例会へ上程し、議決後に弁護士 佐々木総合法律事務所と契約し、それぞれ執行させていただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

なお、議案につきましては、個人情報取扱基準により、訴えの提起前の和解については、世帯において18歳以下の子どもがいるいないに関わらず、氏名、住所は非公表とされており、訴えの提起については、被告の世帯に18歳以下の子どもがいなければ公表するとされ

ておりますので、それぞれ、この基準に従い、アスタリスク表記したものと、氏名、住所表記したものと、異なる表記となりますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。
○委員長（赤井睦美君） このことについて質問、ご意見ありませんか。なしということで、以上で終わります。

【住民生活課職員退室】

◎ その他

○委員長（赤井睦美君） それでは、その他で皆様から何かその他でございませんか。なければ、来月の日程も含めて、事務局のほうからよろしくをお願いします。

○議会事務局庶務係長（松田 力君） それでは、私のほうから一点。来月の文教厚生常任委員会の開催についてご報告いたします。

通常ですと定例開催ですので、9月17日の第3木曜日が開催日となりますが、9月の定例会が9月10日から16日まで開催されますので、当初、会期中で開催も予定しておりましたけれども、今回、決算特別委員会もありましてですね、会期中の開催はちょっとスケジュール的に難しいと考えております。定例会が終わったあと、すぐに常任委員会開催というのも日程的に厳しいものもありますので、今月は特別日程で9月24日木曜日午前10時から開催したいと考えておりますので、日程の調整をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○委員長（赤井睦美君） では9月24日10時からということになりました。よろしいですか。それでは今日は以上で終わります。お疲れ様でした。

〔閉会 午前 11時25分〕